別記様式第二十九号二の(2)を次のように改める。

二の(2)

□輸出申告書　長殿
□輸出検査申請書　動物検疫所長殿
□植物等輸出検査申請書　植物防疫官殿

【税関、動物検疫所、植物防疫所　共通様式】

積載船（機）名［税、植］、とう載船舶（航空機）名［動］		
出港予定年月日［税］、とう載予定年月日［動］、積載予定月日［植］		
積込港［税］、積載港名［植］		
仕向地［税、動］、輸入国名［植］		（都市）　（国）
（荷送人）輸出者	氏名［税、動、植］	
	住所［税、動、植］	
（荷受人）仕向人	氏名［税、動、植］	
	住所［税、動、植］	
（提出者）申請者	氏名［動、植］	
	住所［動、植］	
記号・番号［税、植］、商標［動］		

備考　［植］欧文を併記すること。

【動物検疫所】

申請年月日		検査希望年月日	
種類			
重量（箇数）			
容器包装の種類			
こうり数			
仕入地名			
仕入年月日			
備考			

注意　1　本様式は、税関及び植物防疫所と共通の様式を使用して輸出手続の申請をしようとする場合に限り使用すること。
2　備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液、受精卵及び未受精卵であって、供与畜について家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。